

質 疑 回 答 書

回答書全 6 枚

橿原市営自転車駐車場管理運営業務

No.	質 疑 内 容	回 答 内 容
1	管理運営の基準5ページ 利用料金の取扱いについて ⇒料金の精算機からの集金および銀行入金 は毎日必要か？	利用料金は指定管理者の収入となるため、集金お よび銀行入金の頻度については指定しません。
2	管理運営の基準6ページ 定期券の新規発行及び更新 ⇒手続きをインターネットを使用した申込み のみとすることは可能か？	不可です。最低限として、管理運営の基準 別紙6 に示している人員配置時間内では有人対応してくだ さい。
3	管理運営の基準8ページ 10.機器設置 ⇒①設備投資、リース料支払いは指定管理 者側になるのか？ ⇒③開場時間は全て24時間ですね？	①機器設置に係る費用は指定管理者の負担です。 ③開場時間については、橿原市営自転車駐車場指 定管理者管理運営の基準(以下、「管理運営の基 準」) 第三章 2. 開場時間及び休場日 をご確認ください。
4	管理運営の基準9ページ ⑥決済種類について ⇒「ネット上でクレカ決済に対応する場合、 その限りでない」とあるが、その場合、定期更 新機に決済機能は不要と解釈してよいのか？ ⑨機器設置、舗装工事等 ⇒舗装工事を要する場所の指定はあるの か？ ⇒「工事は順次実施する」とあるが機器設置 の最終期限の設定はあるのか？ ⇒工事計画を策定するにあたり必要な図面 (平面図、立面図、設備図等)は提案に間に 合うように提供されるのか？ ⑫車いす対応とは、具体的にはどのようなご 利用をされているのですか？ 駐輪場までは自転車、駐輪場からは車い すで電車に乗られるのですか？ ⑬リース費用は市負担 ⇒真菅南の機器リース料のみ市負担という 認識で間違いはないか？	⑥インターネット上でクレジットカード決済に対応す る場合、定期更新機ではクレジット決済に対応する 必要はありません。 ⑨舗装工事について、場所の指定はありません。 機器設置の期限はありません。 公募に際して、追加で資料の提供はいたしません。 必要資料がある場合は指定管理者の指定後に提 供します。 ⑫具体的な利用方法については利用者によるた め、お答えできかねますが、車いすを自転車駐車場 に預ける利用者がいるため、その対応となります。 ⑬お見込みの通りです。
5	管理運営の基準10ページ 11.業務実施体制 ③その他スタッフ 指定管理者に選定された場合、現在配置さ れているスタッフは、基本的に継続雇用する 方向で考えています。その場合、現在の指定 管理者に協力を要請できますか？	現在配置されている管理人は市が直接雇用してい ないため、協力の要請に関してはお答えできかねま す。
6	管理運営の基準12ページ 12.広報業務 市のホームページですか？それとも指定管 理者のホームページですか？	指定管理者にてホームページを作成してください。 作成したページは市ホームページにリンクを掲載予 定です。

7	管理運営の基準16ページ 修繕費の指定予算額30万円とし年度末に精算する。 ⇒修繕費実績が30万円未満であった場合は、管理運営費から差額を返還することになるのか？	お見込みの通りです。
8	別紙2 利用状況の表にある「定期延台数」 ⇒何の台数を意味するのか？ また、各駐輪場の収容台数に対する概ねの稼働率は分かるか？	定期延台数は、定期利用者が定期期間中毎日利用したと想定した際の延台数です。 公募に際して、追加で資料の提供はいたしません。
9	別紙3 使用料金収入 ⇒内訳を教えてください。駐輪場毎に。※3の電子マネーも同様の内訳も (定期、一時、自転車、バイク、一般、学生等) 支出 ⇒管理業務委託費、諸経費、光熱水費、施設等修繕費の内訳を教えてください。(駐輪場毎に)	公募に際して、追加で資料の提供はいたしません。
10	別紙4(リスク分担表) 管理運営経費に影響する物価変動は指定管理者負担 ⇒2029年に最低賃金1500円という政府目標に準じた賃金水準で収支を見積もる必要があるのかご教示いただきたい。また、それを下回る水準で計算された管理業務委託費の提案があった場合、市としてこれを有効とするのか？	見積方法については指示しません。法令に則りご対応ください。
11	別紙5 定期使用料の1月あたりの料金を一時使用料で割ると、種別によって12.8日～15.7日と開きがあります。どのような基準で定期使用料を定められていますか？	檀原市自転車駐車場条例により定められています。
12	別紙6 有料自転車駐車場の人員配置 ※2に関して、年末年始はこの限りではありませんか？	年末年始を含みます。
13	別紙8 既存機器について 真菅駅前南口に設置されている機器は、自転車とバイクの判別はどのように行なっていますか？また車種を誤って判別したとき、当該利用者にどのような対応、料金徴収を行っていますか？	入口部分の足元に設置している二輪車識別機によって判別しています。 車種を誤って判別した際は、自転車駐車場防犯用監視警備業務において対応しています(管理運営の基準 別紙9参照)。
14	別紙11-1 檀原神宮前駅西口駐輪場(地下)の雨水排水対策はなされていますか？ (大雨による流入時の排水)	自転車駐車場内には雨水排水対策はしていませんが、出入口付近にシャッターを設置しています。

15	募集要項7ページ 8)引継事項 指定期間開始日以後のサービス内容変更の案内のため、指定期間開始日までの利用者への案内業務は、現指定管理者にお願いできるか(人件費は、現管理者の負担となる)	不可です。
16	募集要項10ページ (2)自己評価(管理運営の基準の23ページも記載あり) 自己評価・事業評価は、具体的にはどのような内容の報告をイメージされていますか。	月次報告書では、指定管理者の管理運営状況が、関係法令のほか募集要項等に定められた基準を満たし、適正かつ確実なサービスが提供されているかを評価してください。 また、各年度終了後、市が作成する業績評価表にて定める評価指標に基づき評価してください。なお、公募に際して、業績評価表は提供いたしません。
17	募集要項16ページ 【5】自主事業 自主事業の提案は必須ですか。	必須ではございませんが、自主事業に関する審査項目は0点となります。
18	「橿原市営自転車駐車場 指定管理者 管理運営の基準」より 1. 第三章 4. ① 有料自転車駐車場の利用に関する業務 イ. 定期券の新規発行及び更新 手続きは常時インターネット上にて申込み・決済を可能とし、～とありますが、これは必須ですか？必須の場合、理由を教えてください。	必須です。 各自転車駐車場に人員が常駐しないためです。
19	「橿原市営自転車駐車場 指定管理者 管理運営の基準」より 2. 第四章 2. 施設・設備維持管理業務 (3) 修繕業務①業務範囲 施設の維持管理に必要な修繕として1件当たり10万円(消費税込)未満のものを対象としてとの記載がありますが、年間の制限額はありますか。	指定予算額は1年度30万円とし、各年度末に清算します。指定予算額を超過した場合において、市は指定管理料を変更しません。
20	「橿原市営自転車駐車場 指定管理者 管理運営の基準」より 別紙6 有料自転車駐車場の人員配置 6時～10時との記載がありますが、7時～11時等の時間変更は可能ですか。	提案時は、人員配置の時間変更は認められません。 ただし、運営開始後に実情に応じて変更すべきと指定管理者が判断する場合、市は協議に応じます。
21	「橿原市営自転車駐車場 指定管理者 管理運営の基準」より 別紙7 区画幅と必要台数について ・定期専用とする自転車駐車場は、全てにラックが必要ですか。 ラックを設置する場合、自転車は900mm以上、バイクは1200mm以上とあるが、あまりに広すぎるように思います。ラックの幅の変更は可能ですか。 変更が不可である場合、この幅を指定した理由を教えてください。 ・駐車スペースのラインは必須ですか。	ラック式機器を指定するものではありません。運営方法に応じて対応できる機器を設置してください。 区画幅については、管理運営の基準 別紙7に示す通りです。道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、道路交通法施行規則第2条の表に規定する自動二輪車に対応するため、利用状況を調査し指定しています。 ラインについては指定しません。適切な管理運営ができるよう対応してください。

22	1. 自動化に伴う設備投資等について (1) 自動化に伴う設備投資にリースを利用する場合、リース料は資産保有者となる受託者が支払う認識でよいのか。(管理運営の基準「第4章3.(ウ)」記載)	お見込みの通りです。
23	1. 自動化に伴う設備投資等について (2) 指定期間終了後の自動化設備は所有者である受託者の裁量により処分してもよいのか。(管理運営の基準「第4章3.(ウ)」記載)	管理運営の基準 第六章 2. 指定期間終了時等の取扱い をご確認ください。
24	1. 自動化に伴う設備投資等について (3) 自動化に伴うオペレーション変更等の利用者告知は指定期間開始前のいつから出来るのか。	指定管理者の指定後、市と指定管理者、現管理者との協議によります。
25	1. 自動化に伴う設備投資等について (4) 自動化に伴う設備工事等の発注はいつから出来るのか。	発注時期の指定はありません。スケジュールに準じて対応してください。 なお、工事の開始は業務開始日(令和8年6月1日)以降となります。
26	1. 自動化に伴う設備投資等について (5) 指定管理者の指定を受けた後、被指定者が指定管理期間開始前に設備工事の発注をした場合、被指定者の責務によらない事情により工事を中止する際の損害賠償は行われるのか。	市は賠償責任を負いません。
27	1. 自動化に伴う設備投資等について (6) 新設する自動ゲート等の定期券発行をweb化する場合、運用開始日から5日間は人員配置し、サポートを行うが、それ以降は月末であってもサポート要員の配置は不要か。(管理運営の基準「第3章10.④」記載)	お見込みの通りです。 ただし、利用者の利便性向上のため、追加で配置することは可能です。
28	1. 自動化に伴う設備投資等について (7) 月末5日間を除く有料自転車駐車場への最低配置人員は6時～10時の各施設合計5名ならびに13時～16時の各施設への巡回勤務であり、それ以外の時間帯での制限はないのか。(管理運営の基準「別紙6」記載)	管理運営の基準 別紙6(特に※1)の通りです。
29	1. 自動化に伴う設備投資等について (8) 真菅駅前南自転車駐車場の部分改修を含め、全施設の定期券発行をweb化してもよいのか。	市との協議によります。
30	1. 自動化に伴う設備投資等について (9) 監視カメラの映像照会は各施設で年に何件程度発生するのか。(現地説明会時施設概要12P 記載)	対象施設における令和4年度から令和6年度の件数は下記の通りです。 【八木西口駅前東自転車駐車場】R4:2件、R5:1件、R6:2件 【岡寺駅前自転車置場】R4:1件、R5:5件、R6:1件 【金橋駅前自転車置場】R6:3件

31	1. 自動化に伴う設備投資等について (10) 現行の監視カメラが故障等で使用出来なくなった場合、無料駐輪場に新たな監視カメラを設置する必要はあるのか。(管理運営の基準「第3章10.⑭」記載)	指定管理者の対応は不要です。
32	2. 運営体制等について (1) 真菅駅前南自転車駐車場の定期券発行のweb 化が可能な場合、月末5日間の定期申込受付期間および17時～21時の配置人員は必要か。(管理運営の基準「別紙6」記載)	市との協議によります。
33	2. 運営体制等について (2) 違法駐輪車両の移動、処分等の具体的な取扱ルールはあるか。(管理運営の基準「第3章4.①(エ)、同④(ア)」記載)	ありません。
34	2. 運営体制等について (3) 金橋駅前自転車置場のトイレ掃除は管理業務に含まれていないのか。	含みません。
35	2. 運営体制等について (4) 無料駐輪場において近隣の駅トイレ掃除等、実態として対応している業務はないか。	ありません。
36	2. 運営体制等について (5) 無料駐輪場において週1回の自転車整理、掃除等の業務以外に日次業務は発生しないか。(管理運営の基準「第3章4.④」記載)	管理運営の基準 第三章 4. 運営に関する業務 ④無料自転車置場に関する業務 に記載の通りです。
37	2. 運営体制等について (6) 有料、無料を問わず駐輪場施設の通常のゴミ回収はどうなるのか。	法令に則って処理してください。
38	2. 運営体制等について (7) 定期券は1か月定期のみ発行でよいか。(管理運営の基準「別紙5」記載)	問題ありません。
39	2. 運営体制等について (8) 受託した場合、現行の定期券シールの在庫分を利用できるか。(管理運営の基準「第5章5.5」記載)	指定管理者の指定後、市と指定管理者、現管理者との協議によります。
40	2. 運営体制等について (9) 駐輪場入口に掲示されている「ご利用案内」は、駐輪場の利用約款と解釈出来るのか。	榎原市自転車駐車場条例施行規則が利用約款に準ずるものとなります。
41	2. 運営体制等について (10) 榎原市のHP で自転車駐輪場の「定期券購入のオペレーション案内」等はしてもらえるのか。(管理運営の基準「第3章12」記載)	市ホームページに概要を掲載することは可能です。詳細については、指定管理者が作成したページにて記載してください。市ホームページにリンクを掲載します。
42	2. 運営体制等について (11) 榎原市のHP で自転車駐輪場へのwebを通じた質問への対応はしてもらえるのか。(管理運営の基準「第3章12」記載)	基本的に問い合わせ先は指定管理者とし、利用者に対し案内してください。 市ホームページへの問い合わせがあった場合は市で対応します。ただし、問い合わせ内容によっては指定管理者に問い合わせるよう案内することも想定されます。

43	2. 運営体制等について (12) 管理人の駐輪場管理業務従事者は檀原市民以外でもよい。	問題ありませんが、市内での雇用促進に配慮してください(管理運営の基準 第三章 11. 業務実施体制参照)。
44	2. 運営体制等について (13) 現行の駐輪場管理業務において、管理人の休憩時間は勤務シフトで固定化して取得するものか。それとも利用状況等に応じて随時取得するものか。	利用状況等に応じて随時取得しています。
45	2. 運営体制等について (14) <責任者は対象施設に'滞在'するもの>とされているが、'滞在'とは有料ならびに無料の駐輪場施設のいずれかに責任者1名が滞在する(施設間の移動を除く)ということか。(管理運営の基準「第3章11.①(ア)(エ)」記載)	お見込みの通りです。
46	2. 運営体制等について (15) 上記(14)の場合、責任者は各駐輪場施設の業務を行う管理人の業務を兼ねてよい。(管理運営の基準「第3章11.①(オ)、別紙6」記載)	責任者は緊急時等に対応する必要があるため、各施設の管理人を兼ねることはできません。ただし、市の指定する指定管理業務体制を確保した上で、業務に支障のない範囲で、他の業務を兼務することは可能です。
47	2. 運営体制等について (16) 責任者は対象施設ではない受託者の用意する別の拠点(事務所等)で滞在して業務遂行することは許されないか。(管理運営の基準「第3章11.①(ア)(エ)」記載)	特別な事情を除き、原則認められません。
48	2. 運営体制等について (17) 指定管理体制とは別紙6に示す管理体制のことか。(管理運営の基準「別紙6」記載)	別紙6のみならず、管理運営の基準に示す全体的な体制のことを指します。
49	2. 運営体制等について (18) 事件や盗難等に伴う警察からの監視カメラ映像の拠出要請等の具体的な取扱ルールはあるか。	檀原市監視カメラ等管理運用要綱に従い対応してください。
50	2. 運営体制等について (19) 追加資料として令和7年度(4月～8月)の各施設の利用データは開示していただけないか。	公募に際して、追加で資料の提供はいたしません。